

「留萌市子育て世帯訪問支援事業業務」募集要項

1 業務名

留萌市子育て世帯訪問支援事業業務

2 業務目的

家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、訪問支援員を派遣し、必要な支援を行うことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

3 業務内容

別紙「留萌市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」のとおり

4 業務委託の概要

(1) 令和8年度の契約期間（予定）

契約日から令和9年（2027年）3月31日まで

(2) 委託料

ア 訪問支援費、交通費等

	委託基準額	
訪問支援費	1時間当たり	3,300円
交通費等	1回当たり	2,000円
事務費・管理費（保険料や必要物品等の対象となる経費）	1事業所当たり	564,000円

イ キャンセル料

支援対象者から支援開始時刻までに連絡がなく、訪問支援員が訪問した際にキャンセルとなった場合や応答がない場合、訪問支援員がキャンセルの理由や世帯状況の聴取、住環境の視認等を行い、市へ報告する。その際の委託料は、本事業を当初の予定時間利用した場合と同額とする。

前日の17時以降に連絡があつてキャンセルとなった場合、訪問支援費は1時間利用した場合と同額とする。

5 応募資格

事業の実施に対して意欲を有し、かつ、児童福祉に理解を持つ事業者であつて、次に掲げる（1）（2）の要件を満たす事業者とする。

(1) 次のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者であり、同法第8条第2項に規定する訪問介護を行

う事業者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であり、同法第5条第2項に規定する居宅介護を行う事業者

ウ 居宅を訪問する事業において、本事業と同内容の事業実績があり、当該事業所での事業開始から1年以上の実績がある事業者

(2) 次のアからケ全ての要件を満たすこと。

ア 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる法人であること。

イ 本事業の実施のために派遣可能な従事者を有していること。

ウ 実施要綱第3条に規定するいずれかの支援を提供することができること。

エ 事業責任者として、常勤の職員（兼務可）を配置できること。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

カ 留萌市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく、指名停止を受けていない（指名停止を受けたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）こと。

キ 留萌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第28号）第2条に掲げる暴力団または暴力団員または暴力団関係事業者等のいずれにも該当しないこと、および留萌市契約における暴力団排除措置要綱（平成25年訓令第2号）第3条に規定する別表の措置要件に該当しないこと。

ク 納税義務者にあつては、市税等を滞納していないこと。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生又は再生手続きがなされている等、経営状態が著しく不健全でないこと。

6 参加手続き

(1) スケジュール（予定）

時 期	手続きの流れ
令和8年8月7日（金） 17:20まで	申請書を含む書類一式の提出締切
令和8年8月10日（月）	審査の通知
令和8年8月19日（水） 13:30～14:30 市役所1階 1号会議室	事業者向け説明会の実施
令和8年8月24日（月） 13:30～15:30 市役所3階 3・4号会議室	訪問支援員研修の実施
令和8年8月末	契約締結に向けた諸手続きの実施

- (2) 提出書類（上記の期限までに担当課へ持参又は郵送により提出すること）
- ア 業務委託事業者申請書（様式1）
 - イ 事業者概要（様式2）
- (3) 留意事項
- ア 留萌市が提供した資料は、留萌市の下承なく公表、使用することができない。
 - イ 期限を超えての申し出のほか、提出、差し替え、変更、再提出は認めない。
 - ウ 提出書類は返却しない。
 - エ 本公募の応募に係る経費は、すべて応募者の負担とする。
 - オ 応募者が参加資格を有することを確認したときから契約締結までの間に、下記 のいずれかに該当する場合は、契約候補者としての選定を取り消す。
 - (ア) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - (イ) 本事業の業務を実施できないことが明らかになった場合
 - (ウ) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなった場合
 - (エ) その他、留萌市が不適切と判断した場合

7 選定及び契約について

- (1) 提出書類により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる応募者を留萌市子育て世帯訪問支援事業登録事業者として登録し、契約を締結します。結果は、申請者に通知します。
- (2) 契約書案は担当課で作成します。

8 質疑

本業務に関する質疑については、以下のとおりとします。

(1) 受付方法

担当課までメールで提出してください。メールの件名は「留萌市子育て世帯訪問支援事業業務委託（質問）」としてください。メールには、質問内容に加えて、連絡先と担当者を必ず記入してください。

(2) 回答方法

質問者へメールもしくは電話で連絡します。

【担当課】

〒077-8601

留萌市幸町1丁目11番地

留萌市教育委員会子育て支援課 担当：佐伯

電話：0164-42-1808／FAX：0164-43-8778

メールアドレス：kosodate@e-rumoi.jp